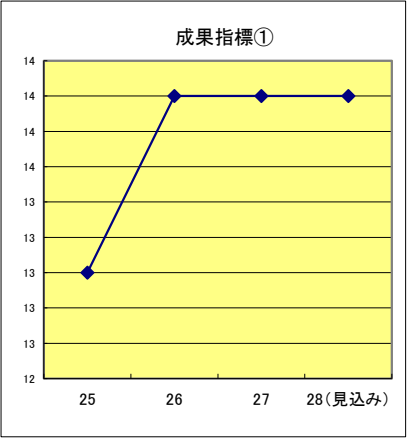
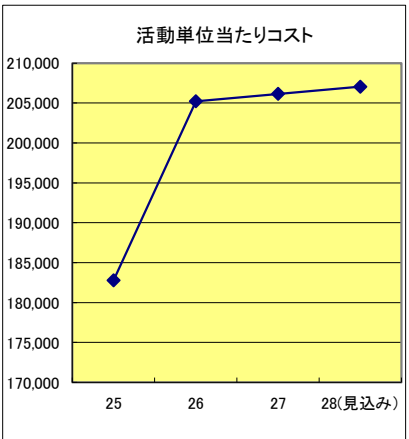


事務事業名		留守家庭児童会事業		予算科目	会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち		款	10	教育費	
	施策(節)	1	子育て支援		項	5	社会教育費	
	施策の方向	(3)	子どもの居場所づくり		目	11	課外対策費	
					事業	3	留守家庭児童会	
関連する計画等		羽曳野市こども夢プラン		作成部署	生涯学習室社会教育課			
				(連絡先)	072 - 958 - 1111 内線 4540			
事業の概要(目的・内容)		【目的】放課後における児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通じて、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育てることを目指します。 【内容】保護者の就労又は疾病等の理由により、放課後においてその保護及び育成に欠ける児童（小学校1～6年生）を対象に、学習（宿題）への促しや、支援員の見守りのもと集団での生活及び遊びを行う。開会時間は、平日の放課後から午後5時まで、学校休業日（夏休み等）は、午前8時30分から午後5時まで。延長使用制度があり（平成26年5月1日より開始）午後5時から午後6時30分まで利用可能。費用については、月額5,000円（第2子以降2,500円）、延長使用料1,500円（利用者のみ）を徴収している。						
根拠法令等		児童福祉法、羽曳野市留守家庭児童会条例及び同条例施行規則、羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例						
事業期間		☒ 10年以上 ☐ 5年以上10年未満 ☐ 5年未満（平成 年度開始）						
事業開始時からの状況変化		通常午後5時で集団下校となるが、希望される場合は最長午後6時30分までにお預かりする延長保育制度を平成26年5月1日より開始。また、児童福祉法の一部改正に合わせて、対象児童を小学校1～6年生となるよう羽曳野市留守家庭児童会条例・施行規則を一部改正するとともに、羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定。同設備、運営基準に即して、羽曳野市留守家庭児童会事業の運営に関する必要な事項を規定した羽曳野市留守家庭児童会運営規程を制定、平成27年度より施行し、運営を行っている。また、平成28年4月1日付で障害者差別解消法が施行されたことに伴い、平成29年度からは人員配置を行い、できる限り支援が必要な児童の受け入れを行っている。						
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称()				委託内容		
		☐ 民間委託 ☐ その他						

区 分		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込み)
事業費【1】 (千円)		5,094	6,449	8,476	8,578
人件費【2】 (千円)		116,640	125,507	155,415	173,616
職員数	正規職員	2.60 人	3.80 人	3.70 人	3.80 人
	再任用職員	1.00 人	1.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託員	28.00 人	28.00 人	32.00 人	32.00 人
	臨時職員	14.00 人	13.80 人	6.00 人	22.00 人
	非常勤職員	人	人	18.00 人	11.00 人
超過勤務(参考) (時間)		0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】+【2】) 【A】 (千円)		121,734	131,956	163,891	182,194
財源内訳	国庫支出金 (千円)	0	0	33,522	37,751
	府支出金 (千円)	32,204	31,929	33,522	37,751
	市債 (千円)	0	0	0	0
	その他 (使用料・手数料等) (千円)	29,407	29,690	36,652	43,510
	一般財源 【B】 (千円)	60,123	70,337	60,195	63,182
活動指標 (事業の活動実績) 【C】 単位		25年度	26年度	27年度	28年度 (見込み)
① 入会児童数 (5月1日現在)	人	666	643	795	880
② 開所日数	日	251	251	251	251
活動単位当たりコスト (【A】÷【C】①)		182,784 円	205,220 円	206,152 円	207,038 円
活動単位当たり一般財源額 (【B】÷【C】①)		90,275 円	109,389 円	75,716 円	71,797 円
市民1人当たりコスト (【A】÷人口)		1,045 円	1,143 円	1,430 円	1,602 円
一般財源【B】の推移 (前年度比)			17.0 %	▲ 14.4 %	5.0 %
※前年度比5%以上変動している 要因 (該当する場合のみ✓) ※該当項目すべてに✓		☒ 1. 制度改正・事業の見直しなど ☐ 2. 左記			
		☐ 3. 物価・賃金水準などの変動 ☒ 4. 国庫			
		☐ 5. その他(			



成果指標 (事業の達成度)	指標名		単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度		平成28年度
	①	待機児童がなかった教室		目標	14	14	14	達成率(%)	14
		(式又は説明)		実績	13	14	14	100.0%	
	②	目標事業量（利用人数）の確保状況（民間を含む）		目標			898	達成率(%)	966
		(式又は説明) 利用人数／目標事業量		実績			922	102.7%	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有
				○	○	○	○			

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い（事業の拡充・継続の要望がある、又、活動指標が増加傾向にあるなど）	☒	☐	☐	少子化が進むなか学童利用者はほぼ横ばいでしたが、児童福祉法の一部改正に伴いH27年度からは全学年を対象に運営しております。また、国が「放課後子ども総合プラン」に基づき子育て支援と就労支援を積極的に進めていることから、今後も引き続き市民ニーズが高まる事業であると考えています。
		市民ニーズと比較してサービスの対象範囲や水準が適切か	☐	☒	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☒	☐	
		事業を縮小、又は廃止・休止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	効率性	活動単位あたりコストが適切である（経年比較など）	☒	☐	☐	児童福祉法一部改正により羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を平成27年4月1日に施行しました。設備の基準や職員の数などを定める条例のため教室数は17クラスから22クラスに増設し、職員数も47名から54名に増加しました。職員の効率性については、単位あたりのコストも増加傾向になりますが国が定めた基準に基づいて制定された条例のため適切であると考えています。
		使用料・手数料等の受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業や市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		市の他事業との統合や、事業の簡略化の余地がない	☒	☐	☐	
	協働性	民間活力（民間委託、NPO・ボランティアなど）の活用について検討の余地がない（すでに活用しており、拡大の余地はないを含む）	☒	☐	☐	放課後児童健全育成事業の運営にあたっては、家庭、地域等との連携を図っており、保護者会との定期的な懇談を行っています。
		事業の企画や実施にあたり、市民の意見を反映しているか、又、参加、協力が得られているか	☒	☐	☐	
	有効性	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	期間内申請分については待機なく受入できたが、随時申込で2名待機となりました。
	達成度	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	一時的に待機は出たものの、夏休み前に全員入会することができました。

担当 部局 評価	総合評価	
	☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 (概ね現行どおり継続して実施) (実施方法の改善を検討する) (事業規模の縮小を検討する) (廃止・休止を検討する)	
	今後に向けて(取組方針・具体的な改善改革案など)	
	「障害者差別解消法」に基づき、支援が必要な児童の受け入れを強化するとともに支援の内容も充実させるものとするため、子ども子育て支援交付金を利用し受入体制を整えていく方針です。また、保護者が学童運営に参加できる日を設けるなど、保護者、児童、学童職員が楽しい時間を共有し、より一層繋がりを強くできる取り組みを考えていきます。	
行 革 本 部 評価	総合評価	評価理由・意見
	☐ 継 続 ☐ 改善 ☐ 縮 小 ☐ 廃止・休止	